

天然記念物「奈良のシカ」に対する加害行為の防止について

目次

- [経緯](#)
- [内容](#)
- [禁止行為](#)
- [加害行為の定義](#)

経緯

令和6年7月、天然記念物「奈良のシカ」を蹴ったり、叩いたりする様子を撮影した動画がSNS上で拡散されました。こうした行為は、文化財保護法の規定に抵触し罰則が科される可能性があります。今後、このような事例に限らず、同法の罰則が適用される「滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめ」るまでに至らない様々な加害行為についても規制し、「奈良のシカ」の保護の強化を図ることとなりました。

内容

奈良県立都市公園条例施行規則（第12条）に基づき、令和7年4月1日より、奈良公園（奈良春日野国際フォーラム含む）における禁止行為とします。

禁止行為

天然記念物「奈良のシカ」に対する加害行為

加害行為の定義

みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること及びそれに準ずる行為